



市 章

大津市公報

平 成 28 年 1 月 4 日
号 外 (第 1 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 1 大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 2 大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 3 大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 3

規 則

大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 1 月 4 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 1 号

大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市母子生活支援施設における保護の実施に関する規則（平成10年規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「大津市福祉事務所長 様」を 「（宛先）
大津市福祉事務所長」に、

区分	氏 名	続 柄	生年月日	性 別	職業又は就学の状況等	備 考
世帯員		本人				
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		

を

区分	フリガナ 氏 名	続 柄	生年月日	性 別	個人番号	職業又は就学の状況等	備 考
世帯員		本人					
				男・女			
				男・女			
				男・女			
				男・女			
				男・女			

に

改める。

様式第 3 号中

「 この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

改める。

様式第4号中「大津市福祉事務所長 様」を 「（宛先）
大津市福祉事務所長」に、

退所しようとする保護者及びその 監護する児童の氏名	保護者氏名 _____
	児童氏名 _____

退所しようとする保護者及びその 監護する児童の氏名（個人番号）	保護者氏名 _____（_____）
	児童氏名 _____（_____）
	_____（_____） _____（_____）
	_____（_____） _____（_____）

改める。

様式第5号中

「備考

この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

「教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 3 号及び様式第 5 号の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 1 月 4 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 2 号

大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（平成21年規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中

フリガナ		年		を	フリガナ		年		に改める。
氏 名		齡			氏 名		齡		
				個人番号					

様式第27号中

借主住所	を	借主住所	に改める。
氏 名		氏 名	
		(個人番号)		

様式第32号中

住 所				を
氏 名		連帯債務者 氏 名		

住 所				に改める。
氏 名		連帯債務者 氏 名		
個人番号				

様式第36号及び様式第37号中

フリガナ		年		を	フリガナ		年		に改める。
氏 名		齡			氏 名		齡		
				個人番号					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年1月4日

大津市長 越 直 美

大津市規則第3号

大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則(平成21年規則第129号)の一部を次のように改正する。

第8条中「並びに私立学校法」を「、私立学校法」に、「学校が」を「学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。)、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所並びに認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園(幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所であるものを除く。))が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。